

令和4年度 芦別市空家等解体助成事業

芦別市では、市民の安全と安心な暮らしを確保するため、所有者等には空家等の適切な管理のお願いを行なっているところですが、令和4年4月より、特定空家等又はこれに準ずる老朽化した空家等の解体に対し解体工事に要する費用の助成制度を創設しました。

この機会に、住むことができない老朽化した空家を解体し、土地の有効活用をご検討ください。



1 助成の対象となる空家等

- ①芦別市が特定空家等に認定した空家。
 - ②特定空家等に準拠する空家。
- ※対象空家の可否は事前調査で判断します。



2 助成金の交付対象者

- ①対象空家等の所有者等であること。
- ②他の補償等の給付を受けていないこと。
- ③解体着手前で申請した年度内に解体が完了できること。
- ④市税を滞納していないこと。
- ⑤暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

3 助成対象となる解体工事

- ①解体工事業の登録がある業者による解体工事であること。
- ②家屋を含めた解体工事費用が30万円（税抜き）以上であること。
（解体工事費は、家屋の他に物置や車庫、塀なども含む）

4 助成金の額

- 解体工事費用の1/5に相当する額とする。
（上限額30万円）

5 申請の受付開始

- 令和4年4月1日から随時。
（年間概ね5件程度、予算の範囲以内で締切）

6 その他

- ①助成金の支払いは、解体工事費の支払い後になります。
- ②申請の受付は、事前調査後に助成対象空家等と判断した物件から順番に受け付けます。
- ③事前審査を含めた申請書等は、市ホームページでダウンロード又は都市建設課住宅係窓口にあります。
- ④申請受付期間内であっても、予算の範囲以内で締切ますので、事前審査申請の前に電話等で確認してください。

解体助成金交付までの流れ

申請者 市



市へ事前審査の申請

(10日間前後)

現地調査・審査結果の通知

市へ助成金の交付申請

(10日間前後)

交助成金の交付決定通知

※解体工事の中止・廃止

解体工事着手

※工事内容の変更申請

完了後市へ実績報告

(10日間前後)

現地確認の後、助成金確定通知

市へ解体助成金の請求

(半月程度)

解体助成金の交付

空き地・空き家バンク登録のお知らせ

芦別市では、定住移住を促進するため、市民の持ち家取得に対する補助制度を本年4月から拡充し、特定空家等又はそれに準拠する空き家のある土地を取得し、解体後に新築する場合も解体費を含めて補助金の対象となります。

- 利用していない土地を譲りたいが、老朽空家があり希望がない。
- 老朽空家のある土地の管理や処分に困っている。
(いずれも都市計画区域の用途地域内の土地に限る。)

これらの事でお困りの方は、土地を探している方への情報提供として、空き地バンクに登録することをお勧めします。

書類提出・問い合わせ先

〒075-8711

芦別市 経済建設部 都市建設課 住宅係

☎ 0124-27-7381 (住宅係直通)

ホームページ <http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp>

